

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行
東京都

目次

規則

告示

公告

規則

農地法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年七月三十一日

●東京都規則第三百三十三号

東京都知事 小池百合子

農地法施行細則の一部を改正する規則

農地法施行細則（昭和二十八年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。
別記第一号様式中

1 申請者の住所等

都道府県	市町村	居住地
------	-----	-----

1 申請者の住所等

都道府県	市町村	居住地
都道府県	市町村	居住地
都道府県	市町村	居住地

1 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。

1 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。

また、申請者が国外居住者である場合にあって、「国内連絡先」となる者があるときは、「国内連絡先」欄にその者の氏名及び国内の住所、電話番号を記載してください。

別記第三号様式 1 面中

1 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所	居住地
譲受人		都道府県市町村	居住地
譲渡人		都道府県市町村	居住地

1 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所	居住地	電話番号
譲受人		都道府県市町村	居住地	
譲渡人		都道府県市町村	居住地	
氏名		国内連絡先（譲受人が国外居住者である場合）		電話番号

改め、同様式 2 面中

「1 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。」を

「1 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
また、譲受人が国外居住者である場合にあって、国内連絡先となる者があるときは、「国内連絡先」欄にその者の氏名及び国内の住所、電話番号を記載してください。」

改め、同様式3面中

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

を

当事者の別	氏名	住所	電話番号	国内連絡先		
				(譲受人が国外居住者である場合)		
				氏名	住所	電話番号
譲受人						
譲渡人						

に

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の農地法施行細則別記第一号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第八百六十六号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和八年八月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種	類	構	造	名	称	位	置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(7号棟)			中央区勝どき5-8			33.6	1	28,200	62,000
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)			港区南青山1-3			40.7	1	39,800	227,300
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート(26号棟)			港区赤坂5-5			51.2	1	50,300	231,500
一般都営	高層耐火	文京真砂アパート(14号棟)			文京区本郷4-15			35.8	1	30,500	77,900
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)			江東区東雲1-7			34.3	1	27,600	57,900
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)			江東区南砂4-4			37.9	1	30,700	58,000
一般都営	中層耐火	南砂五丁目第2アパート(4号棟)			江東区南砂5-1			55.9	1	46,900	107,500
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)			大田区矢口2-21			36.5	2	28,800	44,200
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート(14号棟)			大田区東糀谷5-17			51.2	1	42,300	76,600
一般都営	中層耐火	弦巻三丁目アパート(14号棟)			世田谷区弦巻3-10			59.6	1	51,300	138,200
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(5号棟)			世田谷区喜多見2-10			51	1	39,900	72,500
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(1号棟)			豊島区駒込2-2			51.2	1	43,200	86,700
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(3号棟)			豊島区駒込2-2			51.2	1	43,200	86,700
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(15号棟)			北区滝野川3-75			37.3	2	29,500	68,200
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(3号棟)			板橋区坂下1-11			36.1	2	26,900	46,500
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)			板橋区蓮根3-15			51.2	2	38,600	76,500
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート(1号棟)			練馬区春日町5-30			51.2	1	39,600	88,300
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目アパート(1号棟)			練馬区春日町4-14			48.1	1	37,300	82,400
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目アパート(2号棟)			練馬区春日町4-14			55.9	1	43,300	95,700
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート(2号棟)			練馬区平和台2-45			59.6	1	47,500	114,400
一般都営	中層耐火	豊玉仲町三丁目アパート(2号棟)			練馬区豊玉中3-5			39	1	29,100	72,300
一般都営	中層耐火	貫井一丁目第3アパート(2号棟)			練馬区貫井1-45			55.9	1	43,900	99,100
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(22号棟)			練馬区旭町1-33			59.6	1	47,100	108,000
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-4号棟)			練馬区光が丘5-5			61.4	1	49,200	118,700
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(3号棟)			足立区西竹の塚1-10			55.9	1	40,600	85,400
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)			足立区西保木間3-6			34.3	1	23,400	41,900
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(11号棟)			足立区西保木間3-12			42.3	1	29,300	46,400
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート(23号棟)			足立区梅田3-2			59.6	1	42,700	85,700
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(1号棟)			足立区弘道2-16			59.6	1	43,700	95,700
一般都営	高層耐火	江北二丁目第2アパート(1号棟)			足立区江北2-22			61.5	2	46,400	98,900
一般都営	中層耐火	江北二丁目第2アパート(4号棟)			足立区江北2-22			61.5	1	46,400	97,400
一般都営	中層耐火	第1保木間アパート(4号棟)			足立区保木間1-24			33.4	1	22,400	41,000
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(11号棟)			足立区花畑8-4			42	1	27,600	48,500

種	類	構	造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(20号棟)					足立区花畑8-5	38.3	1	25,500	42,600
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート(4号棟)					足立区花畑2-16	42.3	1	29,100	44,900
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第2アパート(1号棟)					葛飾区亀有2-75	51.2	1	37,300	74,600
一般都営	中層耐火	西新小岩三丁目アパート(8号棟)					葛飾区西新小岩3-21	55.9	1	41,400	67,800
一般都営	中層耐火	柴又一丁目アパート(1号棟)					葛飾区柴又1-38	51	1	37,300	74,800
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(1号棟)					葛飾区南水元1-24	59.6	1	43,600	87,300
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(14号棟)					江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	55,500
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート(1号棟)					江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,700	73,500
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(4号棟)					三鷹市上連雀9-34	55.9	1	41,000	91,400
一般都営	中層耐火	町田中町三丁目第2アパート(15号棟)					町田市中町3-20	63.2	1	39,400	98,900
一般都営	中層耐火	金森第4アパート(2号棟)					町田市金森2-23	55.9	1	33,600	77,000
一般都営	中層耐火	町田中町三丁目第4アパート(16号棟)					町田市中町3-10	63.2	1	39,900	102,500
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(2号棟)					町田市中町4-8	59.6	1	35,100	86,000
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(3号棟)					町田市中町4-8	59.6	1	35,100	86,000
一般都営	中層耐火	金森第5アパート(1号棟)					町田市金森2-34	61.5	1	37,200	84,400
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(4号棟)					町田市成瀬7-10	55.9	1	29,900	63,600
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(16号棟)					町田市成瀬7-10	55.9	1	29,900	63,600
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)					町田市成瀬7-10	55.9	1	30,900	71,800
一般都営	中層耐火	忠生二丁目アパート(1号棟)					町田市忠生2-26	51	1	27,100	55,400
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)					町田市森野2-2	55.9	2	32,500	86,400
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(2号棟)					町田市山崎町840	55.9	1	29,100	57,500
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(4号棟)					町田市山崎町840	60.9	1	31,700	62,600
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(2号棟)					町田市忠生4-12	55.9	1	29,900	62,000
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(4号棟)					町田市忠生4-6	55.9	1	29,900	62,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(6号棟)					町田市相原町3190	55.9	2	29,300	65,600
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)					町田市相原町3190	55.9	2	29,700	66,700
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(4号棟)					町田市相原町3190	61.5	1	35,300	86,700
一般都営	中層耐火	八幡平アパート(1号棟)					町田市下小山田町3567	63.2	1	39,100	79,000
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(1号棟)					日野市新井3-1-3	35.7	1	15,900	36,500
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート(17号棟)					西東京市南町1-2	48.1	1	28,600	70,900
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目アパート(1号棟)					西東京市南町4-23	55.9	1	33,600	86,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(7号棟)					清瀬市竹丘1-8	51	1	27,800	62,000
一般都営	中層耐火	松山二丁目アパート(2号棟)					清瀬市松山2-17	62.1	1	36,800	88,200

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）	
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート(1号棟)	清瀬市野塩5-255	56.8	1	32,200	70,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(1号棟)	清瀬市竹丘3-3	51	1	27,800	58,500

●東京都告示第八百六十七号
東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和八年八月一
日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。
令和八年七月三十一日
東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	使用料 (円、月額／戸)	
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート(4号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,300
改良	中層耐火	田無本町七丁目アパート(17号棟)	西東京市田無町7-11	48.1	1	28,800

●東京都告示第八百六十八号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条の規定において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和八年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置 区画数

八幡山アパート駐車場 世田谷区八幡山三丁目三七区画
目三十七番

●東京都告示第八百六十九号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和八年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置 区画数

文花一丁目アパート駐 墨田区文花一丁目三 五九区画
車場 十番ほか

練馬富士見台三丁目ア 練馬区富士見台三丁 一六区画
アパート駐車場 目四十八番ほか

●東京都告示第八百七十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び同申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

令和八年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

別表

(1) 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院

名 称	所 在 地	認 定 期 間
日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	令和8年8月1日から令和11年7月31日まで
公益財団法人佐々木研究所附属杏雲堂病院	千代田区神田駿河台1-8	同日
東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	同日
公益財団法人心臓血管研究所付属病院	港区西麻布3-2-19	同日
北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1	同日
順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	同日
浅草寺病院	台東区浅草2-30-17	同日
医療法人財団正明会山田記念病院	墨田区石原2-20-1	同日
独立行政法人地域医療機能推進機構東京城東病院	江東区亀戸9-13-1	同日
昭和医科大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38	同日
医療法人社団旗の台病院旗の台病院	品川区旗の台5-17-16	同日
医療法人横浜未来ヘルスケアシステム大田池上病院	大田区池上2-7-10	同日
公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1	同日
医療法人社団下田緑真会世田谷北部病院	世田谷区南島山2-9-17	同日
社会医療法人社団健友会中野共立病院	中野区中野5-44-7	同日
医療法人財団健真会総合東京病院	中野区江古田3-15-2	同日
一般社団法人衛生文化協会城西病院	杉並区上荻2-42-11	同日
要町病院	豊島区要町1-11-13	同日
医療法人社団仁泉会としま昭和病院	豊島区南長崎5-17-9	同日
一般財団法人精神医学研究所附属東京武蔵野病院	板橋区小茂根4-11-11	同日
医療法人社団正風会小林病院	板橋区成増3-10-8	同日

名 称	所 在 地	認 定 期 間
順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台3-1-10	同日
特定医療法人社団潤恵会敬仁病院	足立区新田2-18-6	同日
医療法人社団円徳慶友整形外科脊椎関節病院	足立区足立1-12-12 足立メディカルモール4階～8階	同日
医療法人社団福寿会福寿会足立東部病院	足立区梅島2-35-16	同日
医療法人社団忠医会大高病院	足立区島根3-17-8	同日
医療法人社団津端会京葉病院	江戸川区松江2-43-12	同日
医療法人社団葛西中央病院	江戸川区船堀7-10-3	同日
日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2	同日
医療法人社団親和会野猿峠脳神経外科病院	八王子市下柚木1974-1	同日
東海大学医学部付属八王子病院	八王子市石川町1838	同日
医療法人社団幸隆会多摩丘陵病院	町田市下小山田町1401	同日
医療法人社団創生会町田病院	町田市木曽東4-21-43	同日
社会医療法人社団正志会南町田病院	町田市鶴間4-4-1	同日
医療法人社団三医会鶴川記念病院	町田市三輪町1059-1	同日
日野市立病院	日野市多摩平4-3-1	同日
社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会昭島病院	昭島市中神町1260	同日
医療法人社団潮友会うしお病院	昭島市武蔵野2-7-12	同日
国立さくら病院	国立市東1-19-10	同日
武蔵村山病院	武蔵村山市榎1-1-5	同日
医療法人社団大日会小金井太陽病院	小金井市本町1-9-17	同日
東京慈恵会医科大学西部医療センター	狛江市和泉本町4-11-1	同日
武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	同日
三鷹北病院	武蔵野市中町2-2-4	同日

名 称	所 在 地	認 定 期 間
公立昭和病院	小平市花小金井8-1-1	同日
公益財団法人結核予防会新山手病院	東村山市諏訪町3-6-1	同日
大島医療センター	大島町元町3-2-9	同日

（2）救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
医療法人社団静山会清川病院	杉並区阿佐ヶ谷南2-31-12	令和8年3月31日

公 告

土地区画整理審議会委員の選挙期日及び同選

挙人名簿の縦覧について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十八条第一項の規定による東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理審議会委員の選挙期日を、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第十九条の規定により、令和八年十一月八日と定めた。

なお、この選挙について同令第二十条の規定により作成する選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 縦覧期間 令和八年九月四日から同月十七日まで
（日曜日、土曜日を含む。）

二 縦覧場所 中野区中野一丁目二番五号
東京都第二市街地整備事務所

三 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合理事長尾作武夫から次に掲げる者が令和八年六月三十日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和八年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

氏 名 住 所

尾作 武夫 西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷七百六十六番地三

池和田貞夫	所九百六十二番地
井上喜弘	所九百六十三番地
尾作和男	町大字石畑千五百九十一番地六
鳥海育雄	所千六百五十六番地
古川宗昭	所千六百六十七番地
吉岡利之	所百七十五番地
唐木敏夫	町大字武蔵三百五十七番地一
高橋寿之	町大字箱根ヶ崎二千三百十三番地
地同	

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

